

府中市総合教育会議取扱要領

(目的)

第1条 府中市総合教育会議設置要綱第8条の規定に基づき、府中市総合教育会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集方法)

第2条 市長が会議を招集する場合は、公告及び府中市ホームページ上に掲示して行う。

(傍聴)

第3条 会議の傍聴は、府中市教育委員会傍聴規則（昭和29年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。この場合において、規則中教育長とあるのは、市長と読み替える。

(傍聴制限)

第4条 傍聴席は、10席とする。ただし、特に認める場合はこの限りでない。

2 傍聴を希望するものは、会議開始15分前までに手続きを完了させるものとする。

(議事録)

第5条 会議の議事録は、議事録の整備が整ってから、府中市ホームページ上で公開するものとする。ただし、会議において非公開と決定した場合は、非公開とした旨を公表する。

(疑義)

第6条 会議の運営において疑義が生じた場合は、会議の構成員及び庶務担当者で、その都度調整するものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。